

甲賀市室内多目的広場条例案要綱

1 制定の理由

室内において天候にかかわらず、子どもたちが運動や遊びをできる場を提供するため、室内多目的広場を開設しています。組織改編による例規整備を行うことに伴い、施設の位置づけを明確にするため、甲賀市室内多目的広場条例を制定しようとするものです。

2 制定の概要

(1) 室内多目的広場の名称及び位置（所在地）を定めます。

【第 2 条関係】

(2) 利用対象者は就学前の子ども及びその保護者とします。

【第 4 条関係】

(3) 主に週末の利用を想定し、休館日は月曜日及び火曜日とします。

【第 5 条関係】

(4) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。併せて、甲賀市子育て世代包括支援センター条例は廃止します。

【付則関係】

3 その他

(1) この条例の制定により、室内多目的広場の運営内容が変わることはありません。

(2) 廃止する甲賀市子育て世代包括支援センター条例において規定する業務内容は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する甲賀市こども家庭センター条例の業務に取り込まれており、支援の内容が後退することはありません。